

1. 全体計算と仮計算の相違点

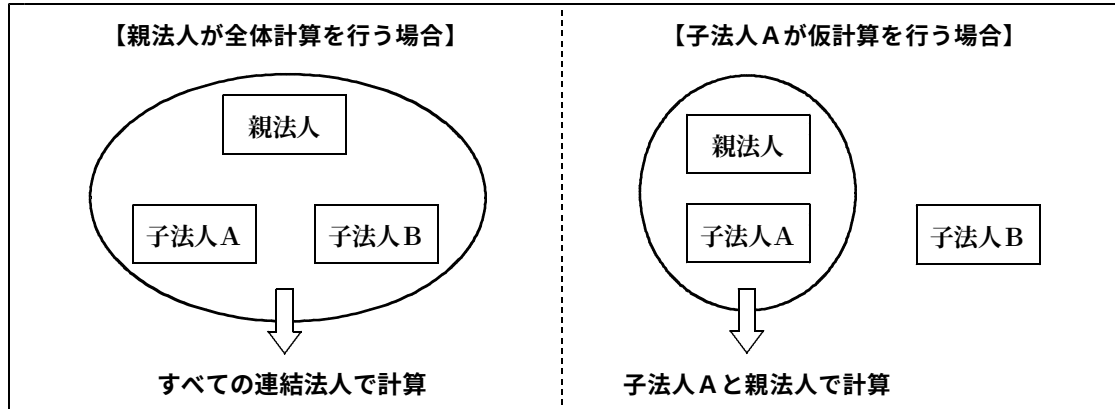
連結法人税は、すべての連結法人の連結法人税RPに基づき計算する必要があるため、システムには、「**全体計算**」機能が搭載されています(メニュー701)。この全体計算処理は、**管理者**(グループ全体の処理権限を有するユーザ)が行います。

また、システムには、各連結法人が連結法人税RP・地方税RPで入力した内容を申告書イメージで確認するための「**仮計算**」機能が搭載されています(メニュー405・504)。この仮計算処理は、すべてのユーザが行えます。

(1) 全体計算と仮計算の仕組み

全体計算は、**すべての連結法人**のRPデータに基づいて計算処理が行われます。

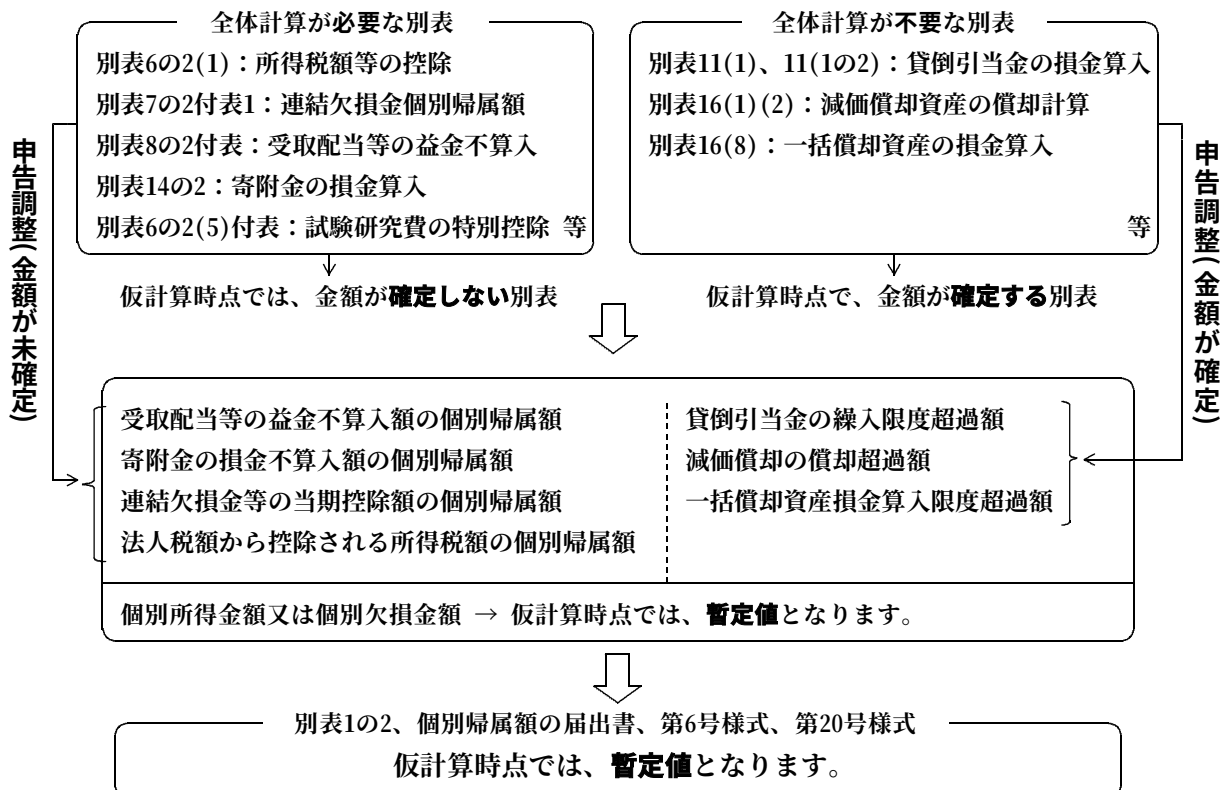
これに対し、**仮計算は、自社と連結親法人が入力したRPデータに基づいて**計算処理が行われます。



(注)親法人が仮計算を行う場合は、親法人のRPデータのみで計算処理が行われます。

(2) 仮計算に基づく所得金額・税額計算の概要

仮計算では、**自社と連結親法人が入力したRPデータに基づいて計算処理が行われるため、グループ全体の計算が必要となる別表には、暫定値が表示されます。**



(注)別表11(1)、別表11(1)(2)、別表16(1)・(2)、別表16(4)～(8)等の全体計算が不要な別表は、[407.連結納税申告書等の仮印刷]メニューで、最終値を確認できます。

(3) 全体計算と仮計算で計算結果が異なる申告書・別表

全体計算が必要となる個別帰属額の届出書・別表4の2付表等では、**全体計算後と仮計算後の計算結果が異なります**。これらの申告書・別表については、管理者による**全体計算後**(メニュー701)に、[705.連結納税申告書の印刷]又は[706.個別帰属額等の届出書の印刷]メニューで**最終値を確認してください**。

① 全体計算が必要となる項目

全体計算が必要となる主な項目は、以下のとおりです。

申告書・別表	項目名
別表1の2	連結所得金額又は連結欠損金額、法人税額、地方法人税額、外国税額
個別帰属額の届出書	個別所得金額又は個別欠損金額、連結欠損金個別帰属発生額、連結法人税個別帰属額、連結地方法人税個別帰属額
別表4の2付表	受取配当等の益金不算入額、寄附金の損金不算入額、税額控除の対象となる個別外国法人税の額、連結欠損金等の当期控除額
別表5の2(1)付表1	各税目(連結法人税個別帰属額等、未納道府県民税、未納市町村民税)の「増③」
別表5の2(2)付表	各税目(連結法人税個別帰属額等、未納道府県民税、未納市町村民税)の「確定分の当期発生税額」
別表5の2(1)付表2	当期末修正未済額
別表6の2(1)	所得税額控除の「個別帰属額」
別表7の2付表1	連結欠損金当期控除額の「個別帰属額」、連結欠損金当期発生額に係る「個別帰属額」
別表8の2付表	受取配当等の益金不算入額の「個別帰属額」
別表14の2	寄附金の損金不算入額の「個別帰属額」
別表15の2	交際費等の損金不算入額の「個別帰属額」
別表6の2(2)付表	外国税額の「個別帰属額」
別表6の2(5)付表	試験研究費の総額に係る「当期控除額の個別帰属額」

(注)別表15の2においては、前頁で解説した仮計算の仕組みとは異なり、**仮計算**の時点でも、**すべての連結法人**の入力に基づいて交際費等の損金不算入額の計算が行われる仕様としています。

ただし、仮計算の時点では差額調整が行われないため、全体計算を行わないと損金不算入額の個別帰属額の最終値が確定しない点にご留意ください。

(仮計算)

グループ全体の損金不算入額	1,000,000円	1円の差額
A社の個別帰属額	666,666円	
B社の個別帰属額	222,222円	
C社の個別帰属額	111,111円	
合計999,999円		⇒
「グループ全体の損金不算入額」と「各社の個別帰属額の合計額」が、一致しない。		

(全体計算)

グループ全体の損金不算入額	1,000,000円	1円の差額調整
A社の個別帰属額	666,667円	
B社の個別帰属額	222,222円	
C社の個別帰属額	111,111円	
合計1,000,000円		⇒
「グループ全体の損金不算入額」と「各社の個別帰属額の合計額」が、一致する。		

※交際費等の損金不算入額の個別帰属額が一番多い連結法人において、差額調整を行う仕様としています。

② 仮計算では金額が表示されない項目

以下は、グループ全体の合計額が表示される項目です。**仮計算時点では、グループ全体の金額が確定しないため、金額が表示されません。**これらの項目は、管理者による全体計算(メニュー701)後に、グループ全体の合計額が表示されます。

申告書・別表	項目名
別表6の2(1)	「公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託の収益の分配並びに特定目的信託の社債的受益権の金銭の分配(1)」～「控除を受ける所得税額(21)」
別表14の2	「指定寄附金等の金額(1)」～「損金不算入額の計(24)」

【別表6の2(1)の表示例】

連結事業年度における所得税額の控除に関する 明細書		連 結 事 業 年 度	31・4・1 1・6・30	法 人 名	法人コード：0000000002 千代田製造株式会社 (新宿販売株式会社)
区 分		収 入 金 額		①について課される所得税額	②のうち控除を受ける所得税額
		①		②	③
公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び 公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除く。)の 収益の分配並びに特定目的信託の社債的受益権の金銭の分配		1			
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配 (みなし配当等を除く。)		2	全体計算後に、グループ全体の合計額が表示されます。		
集団投資信託(合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運 用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除く。))を除く。)の 収益の分配		3			
割 引 債 の 償 還 差 益		4			
そ の 他		5			

(注)管理者による全体計算(メニュー701)後に、各連結法人がデータを修正して仮計算を行った場合は、前回の全体計算後の金額が表示されます。